

# 令和7年度 福島市社会福祉審議会

## 第1回 地域福祉専門分科会

日 時：令和7年7月2日（水）  
午後2時～  
場 所：市民センター3階  
「303会議室」

### 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

（1）福島市地域福祉計画2026（素案）について

（2）ロゴマークの作成について

（3）その他

4 その他の事項

5 閉 会

## 福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 名簿

No	団体名（推薦団体）等	役職	氏名	備考
1	福島学院大学	教 授	えんどう としみ 遠藤 寿海	
2	福島市民生児童委員会長連絡会	会 長	あべ まさお 安部 正夫	
3	福島市手をつなぐ親の会		すがの みちこ 菅野 美智子	
4	福島市町内会連合会	幹 事	こんの こういち 紺野 幸一	
5	福島市老人クラブ連合会	会 長	すずき やすお 鈴木 泰雄	
6	福島市地域包括支援センター連絡協議会		たかはし くみこ 高橋 久美子	
7	福島市ボランティア連絡協議会	副会長	たけだ よしこ 武田 淑子	
8	福島商工会議所		たちばな ゆりこ 立花 由里子	
9	福島市学童クラブ連絡協議会	会 長	やまだ かずえ 山田 和江	
10	学生代表（福島学院大学）		さとう まなか 佐藤 愛花	

（敬称略 任期：令和6年4月1日～令和9年3月31日）

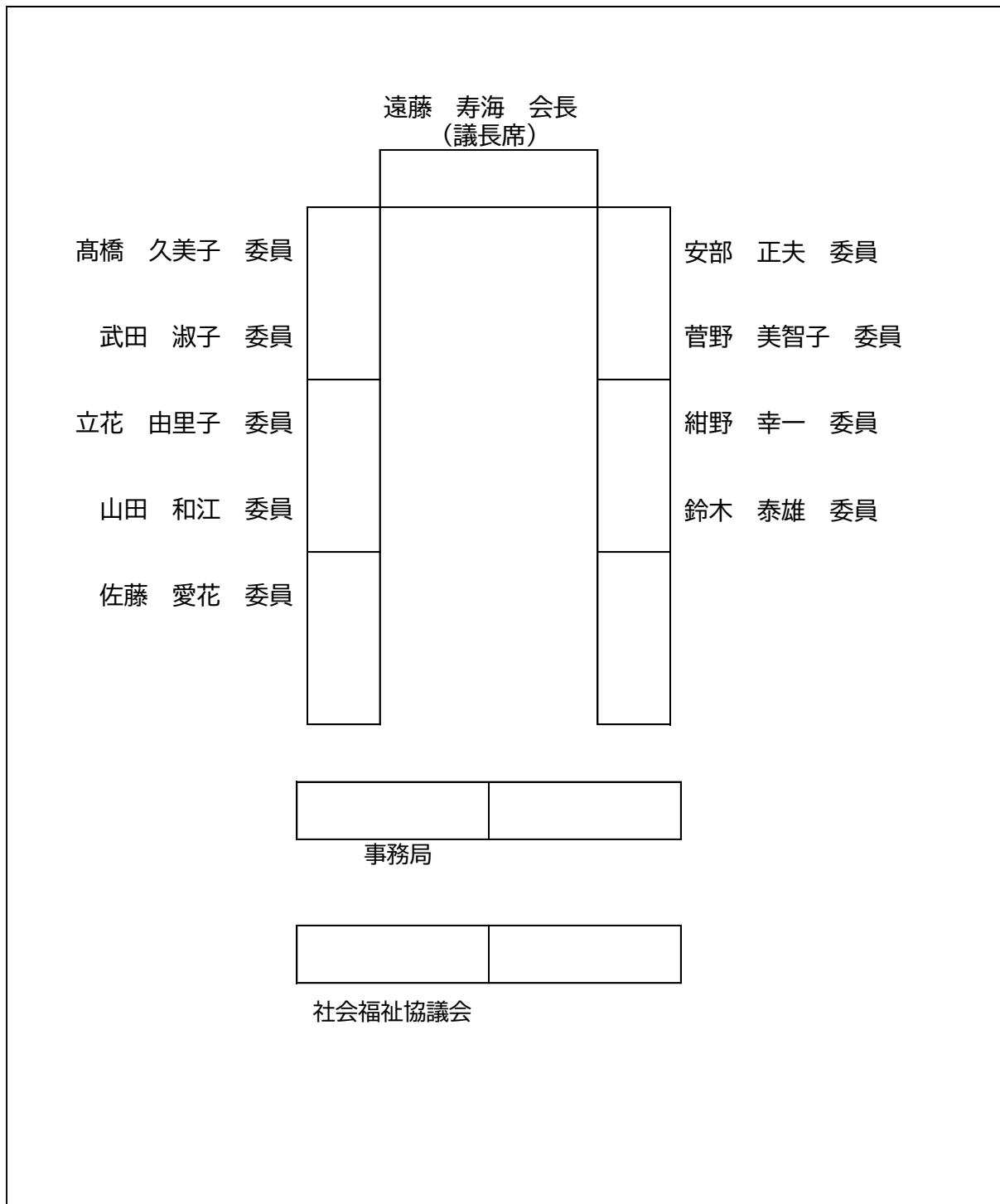
### 【事務局】

No	部署名	役職	氏名
1	健康福祉部	部長	後藤 孝信
2	共生社会推進課	課長	清野 博光
3		課長補佐兼地域福祉係長	佐藤 友仁
4		地域福祉係 主査	菊池 孝幸

## 令和7年度 第1回福島市地域福祉専門分科会 会場配置図

令和7年7月2日（水）

福島市市民センター 3階「303会議室」



### 3 協議事項

(1) 福島市地域福祉計画2026（素案）について

(2) ロゴマークの作成について

(3) その他

# 福島市社会福祉審議会条例

## (趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）

第七条第一項の規定に基づき設置する福島市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第二条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第七条第一項に規定する社会福祉に関する事項（同法第十二条第一項に規定する児童福祉に関する事項を含む。）
- (2) 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第一項各号に掲げる事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項に関する事項
- (4) 前三号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

## (任期等)

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 4 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

## (委員長及び副委員長)

第四条 法第十条の規定により、審議会に委員長を置くものとする。

- 2 委員長を補佐させるため、審議会に副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して審議会の会議の招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 第三条第三項の規定により臨時委員を置いた場合における前二項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第六条 審議会に、社会福祉における専門的な事項を調査審議等するため、次に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 民生委員審査専門分科会
  - (2) 障がい者福祉専門分科会
  - (3) 地域福祉専門分科会
  - (4) 高齢者福祉専門分科会
  - (5) 児童福祉専門分科会
- 2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができる。
  - 3 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）第二条第一項の規定に基づき委員長が指名する。
  - 4 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
  - 5 専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員に限る。第七項において同じ。）の互選によりこれを定める。
  - 6 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
  - 7 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
  - 8 前条第一項及び第三項から第五項までの規定（民生委員審査専門分科会にあっては、第五項を除く。）は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第四項中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、同条第一項中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、同条第三項及び第四項中「委員」とあるのは「専門分科会に属する委員」と、同条第五項中「委員と」とあるのは「専

門分科会に属する委員と」と読み替えるものとする。

- 9 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、これをもって審議会の決議とすることができます。ただし、重要又は異例な事項に関する決議にあっては、この限りでない。
- 10 障がいのある人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例（令和二年条例第十一号）第十四条第一項に規定する推進委員会の決議は、これをもって障がい者福祉専門分科会の決議とすることができます。ただし、重要又は異例な事項に関する決議にあっては、この限りでない。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。  
(福島市子ども・子育て会議条例の廃止)
- 2 福島市子ども・子育て会議条例（平成二十五年条例第三十一号）は、廃止する。  
(特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正)
- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和三十一年条例第二十三号）の一部改正（略）  
(福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
- 4 福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年条例第三十五号）の一部改正（略）  
(福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
- 5 福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年条例第三十七号）の一部改正（略）

附 則（令和二年三月三一日条例第一一号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

# 福島市地域福祉計画

(素 案)

2026（令和8）年3月

福島市

# はじめに

市長写真

令和8年3月  
福島市長 木幡 浩

# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定方法	2
 <b>第2章 本市の現状と課題</b>	1
1 福島市地域福祉計画2021「中間評価」から見た現状	2
2 各種統計データから見た現状	2
(1) 人口の推移	(5) 育児有業者・介護有業者
(2) 世帯等の状況	(6) 福祉人材の推移
(3) 高齢者世帯の状況	(7) 保健医療人材の推移（医師数）
(4) 町内会加入世帯の割合	
3 アンケート調査から見た現状	2
(1) 人との「つながり」について	(4) 孤立・孤独について
(2) 地域での支え合い・助け合いについて	(5) 防犯・再犯防止について
(3) 情報収集の方法について	(6) その他
4 現状から見える課題（まとめ）	2
5 各福祉分野の個別計画における共通課題	2
6 「福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」における主な意見	2
 <b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	1
1 基本理念（目指すべき地域社会像）	2
2 基本目標	2
3 地域福祉の推進イメージ	2
4 SDGsの考え方	2
5 心のバリアフリー	2
6 計画の体系	2
7 計画の進捗管理（年次点検）	2
8 生活関連分野との連携体制	2
 <b>第4章 施策の展開</b>	1
<b>基本目標1 “つながり・支え合い” の強化</b>	2
基本方針1－1 「支え合い」の意識の醸成	2
(1) 地域福祉の意識啓発	2
(2) 福祉教育の推進	2

基本方針1－2 新たな担い手（人材）の創出 .....	2
（1）担い手（人材）の確保・育成 .....	2
（2）担い手（人材）の魅力発信 .....	2
（3）担い手（人材）間の連携と活動機会の提供 .....	2
基本方針1－3 地域コミュニティの活性化	
（1）地域における居場所の確保 .....	2
（2）地域における社会参加活動の促進 .....	2
（3）官民連携の推進と先導的技術の活用促進 .....	2
<b>基本目標2 “やさしい情報伝達”とデジタル社会への対応力強化 .....</b>	<b>2</b>
基本方針2－1 情報提供体制の整備 .....	2
（1）一人ひとりに寄り添ったやさしい情報伝達 .....	2
（2）相談体制の充実と連携 .....	2
基本方針2－2 誰もがつながるデジタル化の推進 .....	2
（1）デジタルコンテンツ活用の促進 .....	2
（2）情報リテラシーの向上 .....	2
<b>基本目標3 “みんなが主役・みんなで創る”共生社会の推進 .....</b>	<b>2</b>
基本方針3－1 安全で安心な福祉のまちづくり .....	2
（1）災害・緊急時の要配慮者支援 .....	2
（2）地域福祉を支える基盤の強化 .....	2
基本方針3－2 隙間・切れ目のない支援 .....	2
（1）世代・属性にとらわれない総合的支援の推進 .....	2
（2）孤独・孤立対策の推進 .....	2
（3）生活状況に応じた困窮者支援の推進 .....	2
（4）自殺、権利擁護、虐待等に関する取り組みの強化 .....	2
基本方針3－3 包括的な支援体制の強化	
（1）地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築 .....	2
（2）重層的支援の推進 .....	2
◆福島市重層的支援体制整備事業実施計画	
基本方針3－4 地域における社会的包摂の推進 .....	2
（1）誰もが安心して自由に生活できる環境の整備 .....	2
（2）身近な「福祉圏域」での連携した取り組みの推進 .....	2
（3）寄附・共同募金等の取り組みの推進 .....	2
（4）再犯防止の推進 .....	2
◆福島市再犯防止推進計画	
<b>資料編 .....</b>	<b>1</b>
1 計画の策定経過 .....	2
2 福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会委員名簿 .....	2
3 各種統計資料 .....	2

# 第1章

## 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

福島市地域福祉計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の基本理念の一つである地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進を図ることを目的として、同法第 107 条の規定に基づき策定された法定計画であり、本市の福祉部門における最上位の計画です。

この計画では、高齢者や障がい者、こどもなど、各福祉分野に共通する課題を整理し、重点的に取り組んでいきます。また、“ひきこもり”や“ヤングケアラー”“ダブルケア”“孤独・孤立”などの複合的で複雑な課題にも従来の制度・分野を超えて対応するため、①地域住民が主体的に取り組むための環境の整備や、②地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備、③重層的なセーフティネット支援の推進に努め、地域共生社会の一層の推進を目指します。

イメージ図

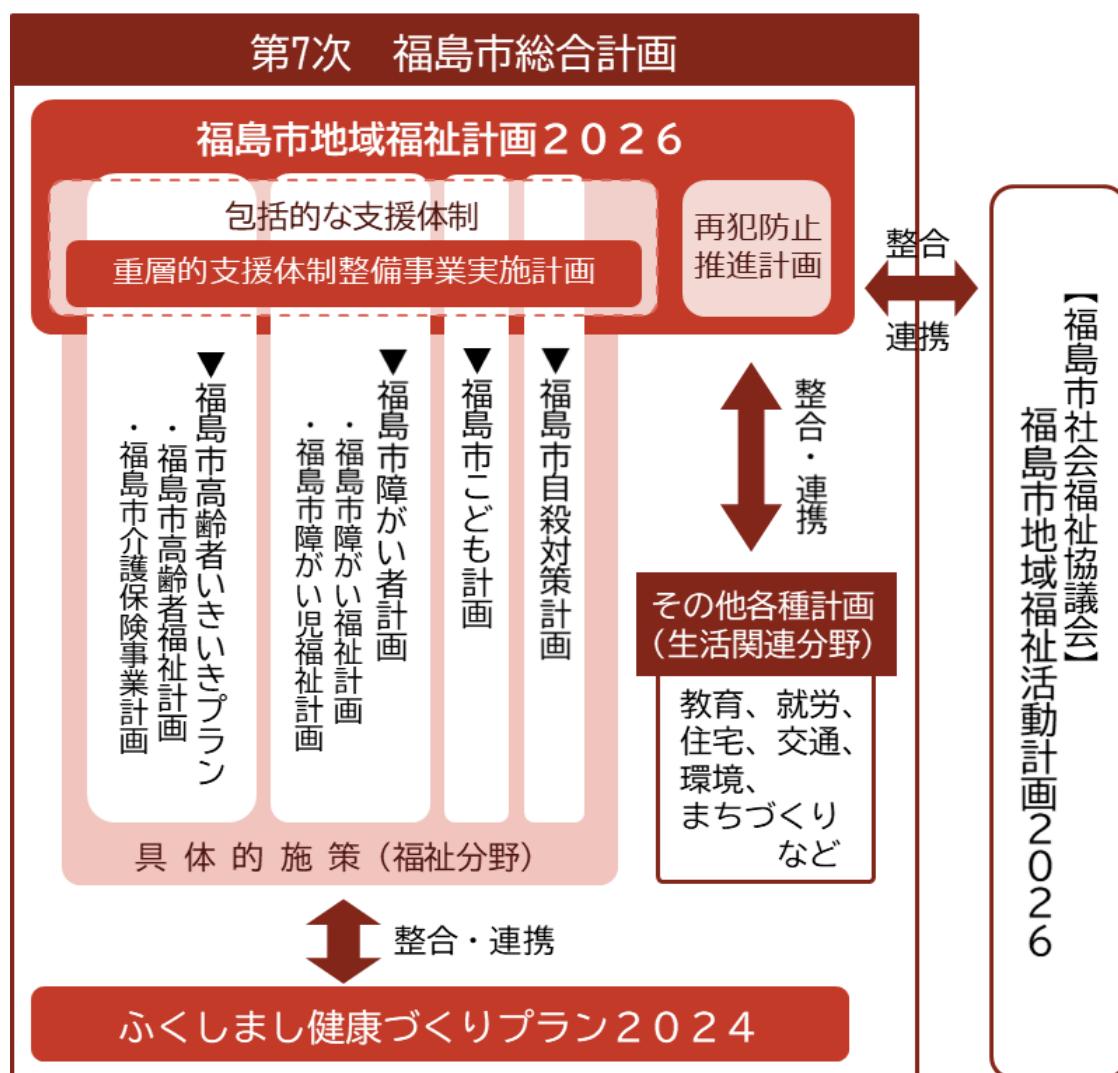
## 2 計画の位置づけ

この計画は、本市のまちづくりにおいて上位の計画となる福島市総合計画の基本方針を踏まえ、地域における福祉のまちづくりの視点から、高齢者や障がい者、子どもなどの福祉に関する個別計画に共通する課題を整理し、基本目標・方針を定めることで、福祉分野における横断的な施策の推進を図ります。

また、市民の健康増進について定めた「ふくしまし健康づくりプラン」との有機的な連携を含めた、福祉・保健・医療の一体的な展開はもとより、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野とも連携を図りながら、地域特性を踏まえた取り組みを実施していきます。

さらには、福島市社会福祉協議会が策定する「福島市地域福祉活動計画」とも相互に連携を図り、地域福祉の総合的な推進に努めます。

なお、本計画との一体的な展開を図るため、社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」や、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）に基づく「再犯防止推進計画」を、本計画に包含して策定しています。



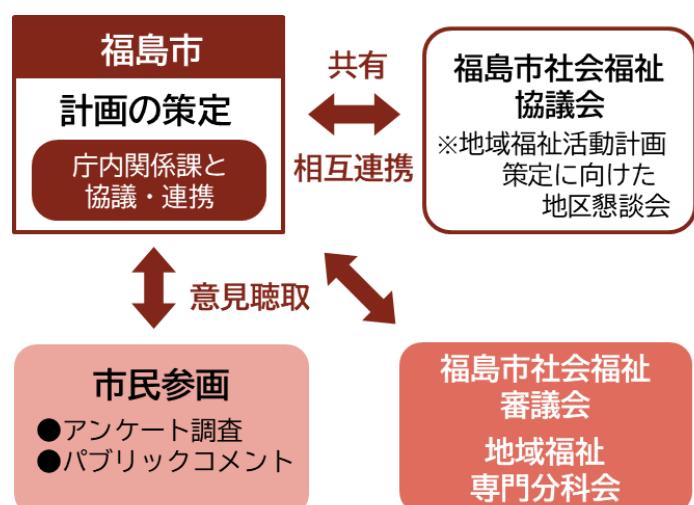
### 3 計画の期間

この計画の期間は、本市のまちづくりの上位計画となる「第7次 福島市総合計画」との整合性を図るため、令和8年度から12年度までの5年間とします。

計画の名称	計画期間	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)	令和12年度 (2030年)
福島市総合計画	R8~12 (5年間)	第6次			第7次		
福島市地域福祉計画	R8~12 (5年間)	2021		2026			
福島市高齢者いきいきプラン	R6~8 (3年間)		2024				
福島市高齢者福祉計画	R6~8 (3年間)		第10次				
福島市介護保険事業計画	R6~8 (3年間)		第9期				
福島市障がい者計画	R6~10 (5年間)			第3次			
福島市障がい福祉計画	R6~8 (3年間)		第7期				
福島市障がい児福祉計画	R6~8 (3年間)		第3期				
福島市こども計画	R7~11 (5年間)			2025			
福島市自殺対策計画	R6~10 (5年間)			第2次			

### 4 計画の策定方法

計画の策定にあたっては、市民を対象としたアンケート調査を実施するとともに、学識経験者・関係団体の代表者等で組織する「福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」での審議やパブリックコメントの実施などにより、地域福祉の状況や課題の把握、意見の反映に努めました。



## 第2章 本市の現状と課題

## 1 福島市地域福祉計画2021「中間評価」から見た現状

この計画の策定にあたり、現計画である福島市地域福祉計画2021の主要施策について、令和5年度の実績（中間値）を基に中間評価を行いました。

評価にあたっては、学識経験者や福祉関係者などで構成される「福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」において協議・検討を行っております。

なお、次のとおり各施策の目標値に対する達成率に応じて、A～Dの評価区分により評価しました。

達成率	評価区分
達成率 100%	A評価
80% ≤ 達成率 < 100%	B評価
60% ≤ 達成率 < 80%	C評価
達成率 < 60%	D評価

### 中間評価の結果

A・B評価となった施策が全体の7割を超えており一定の評価ができる一方で、C・D評価の大半が利用者数や拠点数など定量的な評価指標を用いた施策でした。

評価区分	割合(%)
A評価	53.5
B評価	18.6
C評価	16.3
D評価	11.6

72.1%

### 「急激な社会変化への適応が必要」

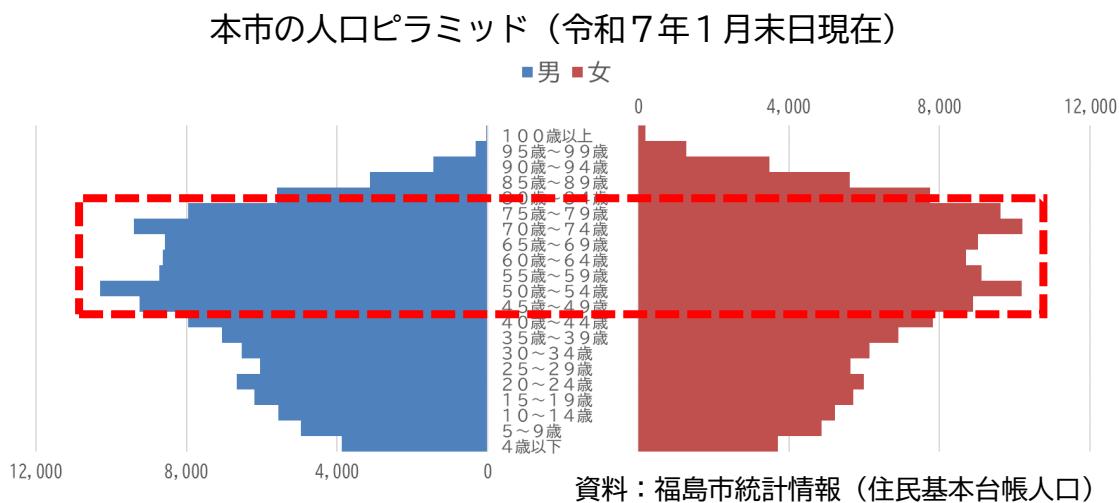


新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化、急速なデジタル化の推進、個人の価値観の多様化の尊重などが進み、人と人との交流に関する施策において、C・D評価が多く見られました。

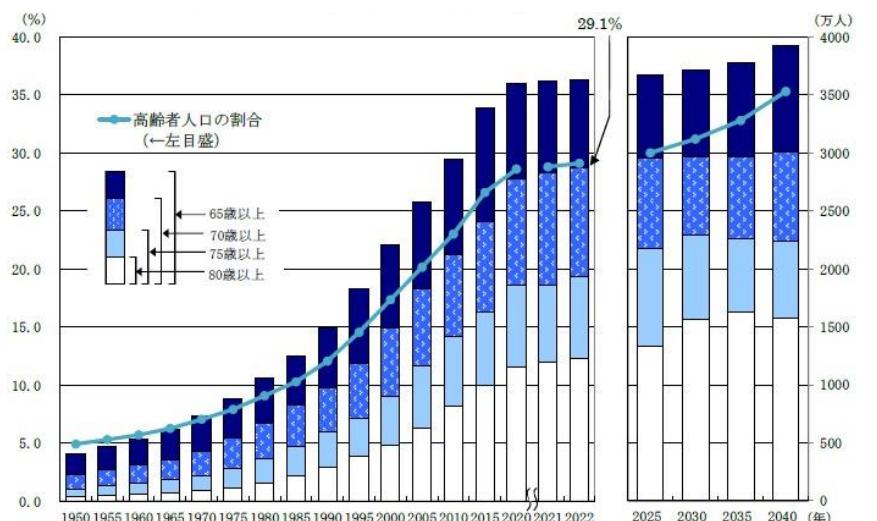
このような急激な社会変化に適応するために、福祉分野においても社会への対応力や適応力が求められます。

## 2 各種統計データから見た現状

### (1) 人口の推移



全国の高齢者人口及び割合の推移（1950年～2040）



資料：総務省統計局

### 「高齢者割合の増加」

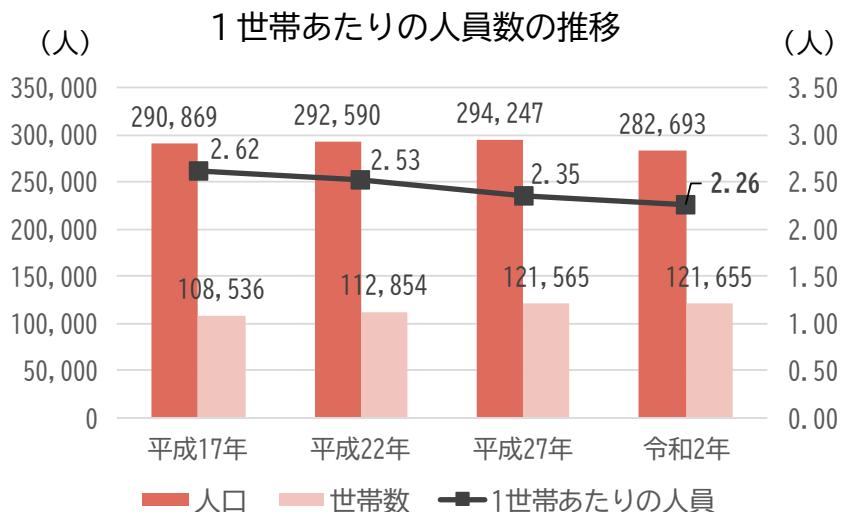


本市でも少子高齢化が進み、人口のボリュームゾーンが現役世代から高齢世代に向かって遷移してきています。なお、全国では、2025年（令和7）に団塊の世代※1が75歳以上（後期高齢者）となり高齢者人口がピークを迎えると推計され、さらには団塊ジュニア世代※2が65歳以上となる2040（令和22）年に日本の高齢者人口が全体の約35%を占めると推計されています。

※1 団塊の世代：1947（昭和22）年～1949（昭和24）年（第1次ベビーブーム期）に生まれた世代

※2 団塊ジュニア世代：1971（昭和46）年～1974年（昭和49）年（第2次ベビーブーム期）に生まれた世代

## (2) 世帯等の状況



年度	人口	世帯数	1世帯あたりの人員
平成17年	290,869	108,536	2.62
平成22年	292,590	112,854	2.53
平成27年	294,247	121,565	2.35
令和2年	282,693	121,655	2.26

### 世帯構成の割合

年度	単身	2人	3人	4人	5人以上	世帯数計
平成17年	30,680 28.3%	28,418 26.2%	20,655 19.0%	16,589 15.3%	12,194 11.2%	108,536 100.0%
平成22年	34,258 30.4%	30,161 26.7%	21,049 18.7%	16,404 14.5%	10,982 9.7%	112,854 100.0%
平成27年	42,374 34.9%	33,324 27.4%	21,264 17.5%	15,004 12.3%	9,599 7.9%	121,565 100.0%
令和2年	44,664 36.7%	34,440 28.3%	20,759 17.1%	13,834 11.4%	7,958 6.5%	121,655 100.0%

資料：福島市統計書（国勢調査）

### 「単身世帯の増加」

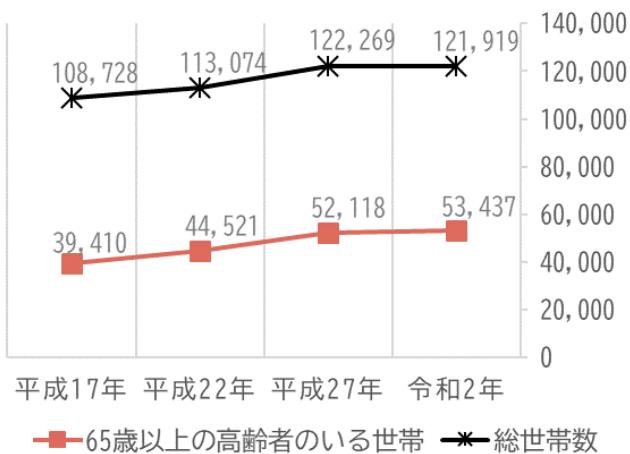


1世帯あたりの人員が、令和2年度は平均で2.26人と、年々減少傾向にあります。また、各世帯構成に対する割合も「単身世帯」が36.7%と、3分の1以上の割合を占めています。

単身世帯は今後も増え続けることが推測されますが、地域との結びつきが薄れ社会的に孤立するリスクが高まることが心配されます。

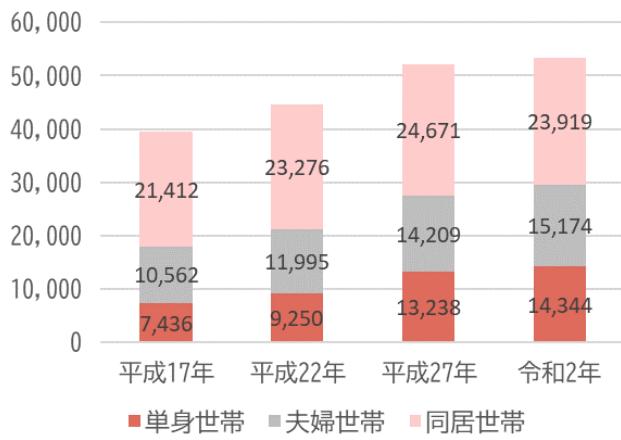
### (3) 高齢者世帯の状況

65歳以上の高齢者のいる世帯の割合



年度	総世帯数	65歳以上の高齢者のいる世帯
平成17年	108,728	39,410 36.2%
平成22年	113,074	44,521 39.4%
平成27年	122,269	52,118 42.6%
令和2年	121,919	53,437 43.9%

高齢者（65歳以上）単身世帯の割合



※65歳以上の高齢者がいる世帯の内

年度	同居世帯	夫婦世帯	単身世帯
平成17年	21,412 54.3%	10,562 26.8%	7,436 18.9%
平成22年	23,276 52.3%	11,995 26.9%	9,250 20.8%
平成27年	24,671 47.3%	14,209 27.3%	13,238 25.4%
令和2年	23,919 44.8%	15,174 28.4%	14,344 26.8%

資料：福島市統計書（国勢調査）

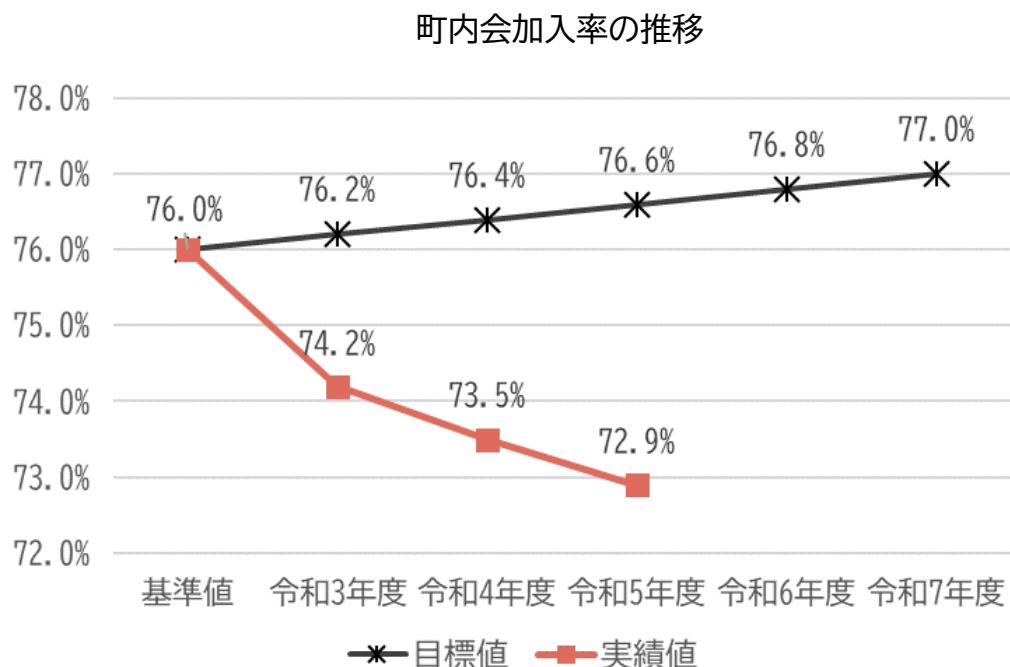
### 「高齢者単身世帯の増加」



総世帯数に占める「65歳以上の高齢者のいる世帯」の割合は、令和2年度で43.9%と、この15年で最も高く、そのうち「高齢者単身世帯」についても平成17年度から比べると約2倍に増加しています。

世帯の小規模化・高齢化により、家族間の支え合い機能や地域との結びつきが低下し、孤独死のリスクや認知症の進行、介護サービスの需要増などが心配されます。

#### (4) 町内会加入世帯の割合



年度	目標値	実績値
基準値	76.0%	76.0%
令和3年度	76.2%	74.2%
令和4年度	76.4%	73.5%
令和5年度	76.6%	72.9%
令和6年度	76.8%	
令和7年度	77.0%	

資料：令和5年度 第6次福島市総合計画新ステージ実行プラン結果

#### 「町内会加入世帯の減少」

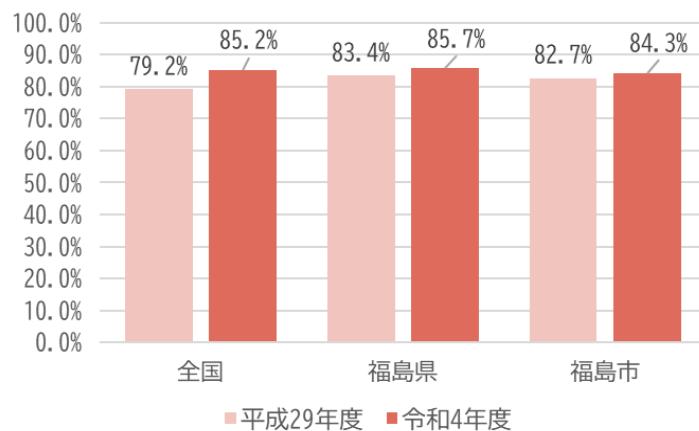


町内会の運営や役員としての負担が大きいこと、町内会活動の役割と重要性が認識されていないことなどにより、若年層の加入が進んでおらず、年々加入率が低下しています。

個人の価値観も多様化してきているため、地域コミュニティ活動や防災、防犯、地域美化など地域活動への影響が心配されます。

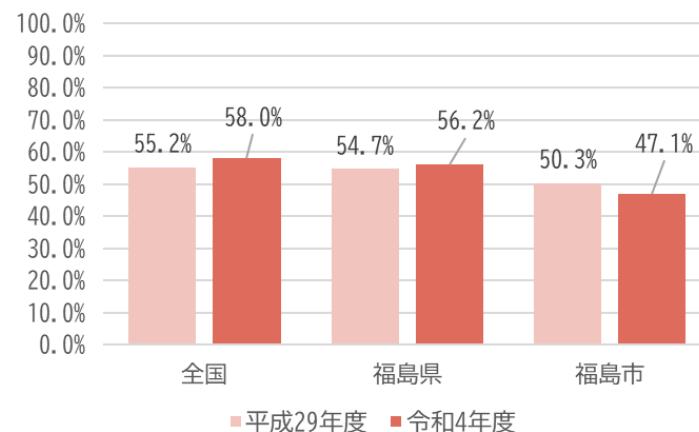
## (5) 育児有業者・介護有業者

育児をしている者にしめる有業者の割合



年度	平成29年度	令和4年度
全国	79.2%	85.2%
福島県	83.4%	85.7%
福島市	82.7%	84.3%

介護をしている者にしめる有業者の割合



年度	平成29年度	令和4年度
全国	55.2%	58.0%
福島県	54.7%	56.2%
福島市	50.3%	47.1%

資料：令和4年 就業構造基本調査結果

### 「介護有業者の減」

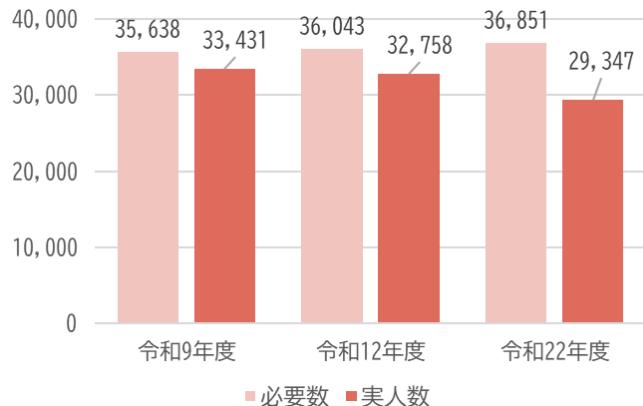


育児中の労働者の割合は増加している一方で、介護中の労働者の割合は全国や福島県は増加しているものの、福島市においては減少しています。

介護離職により、家族の身体的・心理的な負担や、家計負担の増加が心配されます。

## (6) 福祉人材の推移

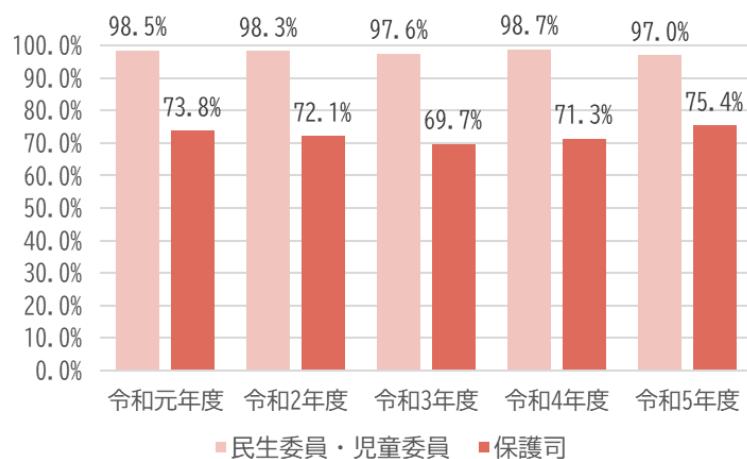
介護人材の需給推計（福島県）



年度	必要数	実人数	人材不足
令和9年度	35,638	33,431	2,207
令和12年度	36,043	32,758	3,285
令和22年度	36,851	29,347	7,504

資料：ふくしま高齢者すこやかプラン

民生委員・保護司の充足率



年度	民生委員	保護司
令和元年度	98.5%	73.8%
令和2年度	98.3%	72.1%
令和3年度	97.6%	69.7%
令和4年度	98.7%	71.3%
令和5年度	97.0%	75.4%

資料：福島県統計データ（抜粋）、福島市統計書（国勢調査）

### 「福祉人材の不足」



介護人材については、県の推計で令和22年度に7,504人の人材不足が生じるとされています。また、ボランティア人材（民生委員・保護司）については、毎年、欠員が生じています。

その他にも、各福祉施設・事業所でサービスを提供する福祉人材（職員）に不足状態が確認されており、福祉サービスの維持や今後の需要増に対応できる人材確保への影響が心配されます。

## (7) 保健医療人材の推移（医師数）

		医師数					人口10万人対医師数				
地域		H26	H28	H30	R2	R4	H26	H28	H30	R2	R4
全国		296,845	304,759	311,963	323,822	327,444	233.6	240.1	246.7	256.7	262.1
内 診 療 4 科	小児科	16,758	16,937	17,321	18,003	17,781	13.2	13.3	13.7	14.3	14.2
	産婦人科	11,085	11,349	11,332	11,686	11,833	8.7	8.9	9.0	9.3	9.5
	麻酔科	8,625	9,162	9,661	10,283	10,350	6.8	7.2	7.6	8.2	8.3
	救急科	3,011	3,244	3,590	3,953	3,913	2.4	2.6	2.8	3.1	3.1
福島県		3,653	3,720	3,819	3,892	3,914	188.8	195.7	204.9	212.3	218.7
内 診 療 4 科	全国順位						43位	42位	41位	42位	42位
	小児科	207	215	221	215	222	10.7	11.3	11.9	11.7	12.4
	全国順位						43位	41位	40位	42位	40位
	産婦人科	126	122	128	137	126	6.5	6.4	6.9	7.5	7.0
	全国順位						46位	46位	45位	43位	46位
	麻酔科	90	102	108	107	107	4.7	5.4	5.8	5.8	6.0
	全国順位						41位	39位	37位	39位	41位
	救急科	29	29	34	35	38	1.5	1.5	1.8	1.9	2.1
全国順位							35位	42位	40位	43位	42位
県北		1,268	1,295	1,331	1,363	1,374	266.1	265.6	277.7	292.6	300.9
医 療 圏 別	内 診 療 4 科	75	75	82	865	87	15.7	15.4	17.1	18.5	19.1
	産婦人科	50	48	49	53	51	10.5	9.8	10.2	11.4	11.2
	麻酔科	30	38	41	42	44	6.3	7.8	8.6	9.0	9.6
	救急科	12	13	17	15	13	2.5	2.7	3.5	3.2	2.8
県中		988	1,020	1,048	1,066	1,042	185.7	189.9	197.8	205.2	204.1
いわき		561	561	573	575	596	172.0	161.0	167.1	172.7	183.0
他		836	844	867	888	902					

資料：福島県統計データ（抜粋）

### 「保健医療人材の不足」



県北医療圏では、「人口10万人対医師数」が県内で唯一、全国平均を上回っていますが、これは福島県立医科大学の医師を含めて算出しているため、それを除くと全国平均を下回ることになります。

その他、助産師、看護師等の看護職員も、今後大幅に不足するものと推計されており、医療サービスの維持や医療現場での負担増による離職者の増加が心配されます。

### 3 アンケート調査から見た現状

#### 1 調査の目的

本調査は、「福島市地域福祉計画2026」の策定に向けて、地域やその地域に居住する住民の生活課題を的確に把握し、地域ごとの多様なニーズを計画に反映することを目的に実施しました。

#### 2 調査の設計

項目	内容
調査対象	令和6年9月末時点の市内在住の18歳以上の男女2,500人
抽出方法	年齢別按分による無作為抽出
配布・回収方法	【配布】調査票による郵送 【回収】① 調査票の郵送回答 ② インターネット回答（専用フォーム）
調査期間	令和6年10月30日～11月20日
調査項目	(1) 基本属性 (2) 人との「つながり」について (3) 地域での支え合い・助け合いについて (4) 情報収集の方法について (5) 孤立・孤独について (6) 防犯・再犯防止について (7) その他

#### 3 回収結果

項目	内容
配布	2,500件 ※1
回収件数	966件（郵送：711件、インターネット：255件）※2
回収率	38.6%

※1 過去のアンケート調査結果から、年代別の回収想定率を設定し、発送数を調整しています。

※2 上記発送調整の結果、本市の年代構成とほぼ同様の回収結果が得られています。

## 【アンケート調査結果概要】

### (1) 人ととの「つながり」について

【問】近所の人とどの程度お付き合いがありますか。

1

選択肢	回答者	構成比
家を行き来するなど親しい関係	112	11.6%
立ち話やあいさつを交わす程度	608	62.9%
顔を知っているが、声をかけることはほとんどない	133	13.8%
ご近所付き合いはしていない	107	11.1%
無回答	6	0.6%
合計	966	100.0%

《クロス分析の結果》

※注①：「立ち話やあいさつを交わす程度」と答えた方の内、75歳以上の高齢者の人数が最も多いとなっています。

※注②：「ご近所付き合いはしていない」と答えた方の家族構成別では、単身世帯が29%と割合が高くなっています。

【問】地域の催しや行事、活動などに参加していますか。

1

選択肢	回答者	構成比
よく参加している	121	12.5%
たまに参加している	263	27.2%
あまり参加していない	240	24.9%
全く参加していない	331	34.3%
無回答	11	1.1%
合計	966	100.0%

《クロス分析の結果》

※注③：単身世帯の64%の方が、「(全く・あまり) 参加していない」と回答しています。

### 「つながりの希薄化」



近所の人とのお付き合いについて「立ち話やあいさつを交わす程度」と答えた方が半数以上を占め、また、地域活動への参加についても「(全く・あまり) 参加していない」方の割合が多くなっています。

地域でのつながりの希薄さにより、孤独死、生活困窮、ごみ屋敷、虐待などの深刻な社会問題につながる可能性も心配されます。

## (2) 地域での支え合い・助け合いについて

【問】地域でのボランティア活動に参加していますか。



【問】地域の人に支えられた(助けられた)と感じたことはありますか。



### 「支え合い機能の低下」



地域の人に支えられた経験が「ある」と答えた方は半数を下回り、ボランティア活動にも「(全く・あまり) 参加していない」と答えた方の割合が多くなっているため、地域での支え合い機能が弱まっていると考えられます。

なお、「(全く・あまり) 参加していない」と答えた方の理由では、「ボランティア活動等に関する情報がない」との回答が最も多くなっています。

### (3) 情報収集の方法について

【問】市政情報を収集する際にインターネットやSNS等のデジタルサービスを利用していますか。

1

選択肢	回答者	構成比
よく利用する	124	12.8%
ときどき利用している	317	32.8%
ほとんど利用していない	212	22.0%
全く利用していない	304	31.5%
無回答	9	0.9%
合計	966	100.0%

} ※注

《クロス分析の結果》

※注：「(ほとんど・全く) 利用していない」方の内、70歳以上高齢者が、40%となっています。

【問】「利用していない」主な理由はなんですか。(※3つまで選択可)

1

選択肢	回答者	構成比
どのように使えばよいかわからないから	242	31.0%
以前使おうとした、もしくは使ってみたことがあるが、うまく使えなかつたから	50	6.4%
どこで、どんなデジタルサービスを購入・契約すればよいかわからないから	86	11.0%
個人情報の漏洩や詐欺被害など、トラブルに遭うのではないかと不安だから	98	12.6%
購入や利用にかかる料金が高いと感じるから	35	4.5%
自分の生活には必要ないと思っているから	110	14.1%
必要があれば家族に任せればよいと思っているから	99	12.7%
身近に携帯電話店や家電量販店など、デジタル端末を購入できる場所がないから	3	0.4%
その他	57	7.3%
合計	780	100.0%



#### 「情報リテラシーの格差」

市政情報の収集にデジタルサービスを「(ほとんど・全く) 利用していない」と答えた方が半数以上を占めており、その理由に「どのように使えばよいかわからない」「自分の生活には必要ない」と答えた方の割合が多くなっています。

社会のデジタル化が進む一方で、市民の情報リテラシーに格差が生じているため、情報を届ける対象に応じた伝達方法についても配慮が必要です。

## (4) 孤立・孤独について

【問】あなたは「孤独」だと感じることはありますか。

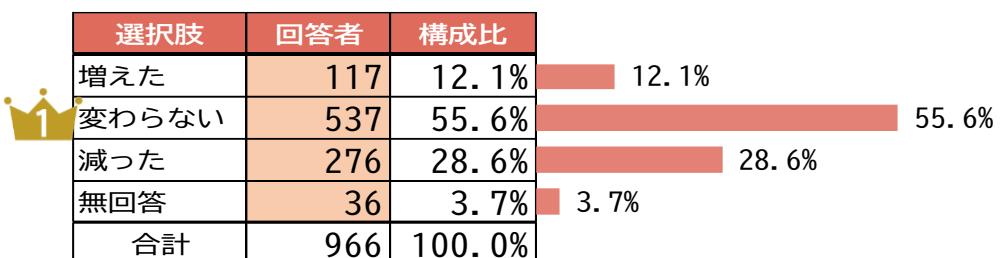


《クロス分析の結果》

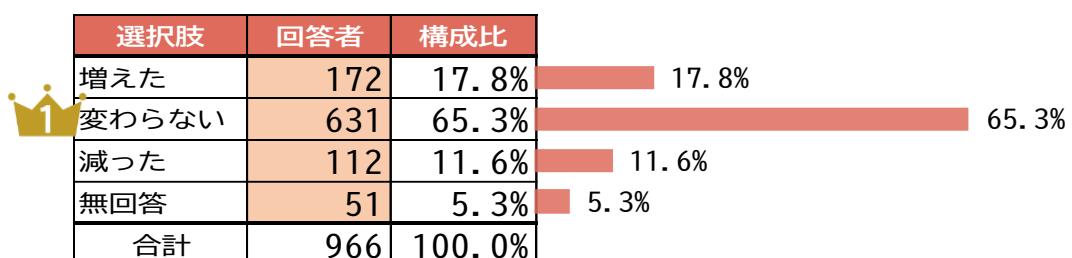
※注：単身世帯が増加している中で、孤独感が「ある」と答えた方の家族構成別では、単身世帯で5割超の方が孤独感を感じています。また、全世代においても孤独感を感じている方が平均的に存在しています。

【問】新型コロナウイルス感染症が始まった 2020 年 3 月頃より前(コロナ禍前)と比べて、現在は他者とのコミュニケーションにどのような変化がありますか。

①人と直接会ってコミュニケーションをとること



②人と直接会わずにコミュニケーションをとること



### 「孤独感の上昇」



孤独感が「ない」と答えた方が多い反面、約3割の方が孤独を感じています。また、人と直接会うコミュニケーションの頻度も減少傾向にあります。家族や地域との接点が減少すると、家にひきこもりがちになったり、外出の機会も減少するなどして、孤独感が高まることが心配されます。

## (5) 防犯・再犯防止について

【問】福島市が犯罪のない(少ない)安全で安心な暮らしやすい街だと感じますか。



【問】非行や犯罪の防止、非行や犯罪をした人の立ち直りや見守り、声かけなどに協力したいと思いますか。



### 「防犯・再犯防止への理解」



安全で安心な暮らしやすい街と「感じる」と答えた方が多い一方で、防犯・再犯防止に協力したいと思うかとの問い合わせには、「わからない」「思わない」と答えた方の割合が多くなっています。

そのため、再犯の現状やその防止に向けた取組に関して情報を提供するなど、啓発活動の充実・強化が必要です。

## (6) その他

【問】今後の地域社会において、あなたが特に重視する事項は何ですか。

(※3つまで選択可)

1

選択肢	回答者	構成比
お互いを尊重し支え合う意識の醸成	【互いの尊重】 268	11.2% 11.2%
地域福祉の推進を担う人材の育成	【人材育成】 159	6.7% 6.7%
住民主体による支え合いの基盤強化	【支え合い】 136	5.7% 5.7%
地域福祉を支える人材や関係団体・機関の共創による地域福祉力の向上	【共創】 135	5.7% 5.7%
災害に対して強靭な地域づくりの推進	【防災】 339	14.2% 14.2%
緊急時に即応可能な支援体制の構築	【緊急時支援体制】 315	13.2% 13.2%
利用者の立場に立った福祉サービスの提供	【利用者目線のサービス提供】 293	12.3% 12.3%
地域における権利擁護（虐待・成年後見等）の推進	【権利擁護】 47	2.0% 2.0%
健やかで安心して暮らせる地域生活の構築	【健やか・安心】 513	21.5% 21.5% ※注
複雑で複合的な悩みを抱えた人への総合相談や支援体制の整備	【包括的支援】 112	4.7% 4.7%
その他	17	0.7% 0.7%
特ない	50	2.1% 2.1%
合計	2384	100.0%

《クロス分析の結果》

※注：ほとんどの世代において「健やかで安心して暮らせる地域生活の構築」を最も重視しています。

【問】本市が行う福祉サービスに満足していますか。

1

選択肢	回答者	構成比
満足している	68	7.0% 7.0%
やや満足している	228	23.6% 23.6%
どちらでもない	269	27.7% 27.7%
やや不満である	95	9.8% 9.8%
不満である	70	7.2% 7.2%
わからない	218	22.6% 22.6%
無回答	18	1.9% 1.9%
合計	966	100.0%



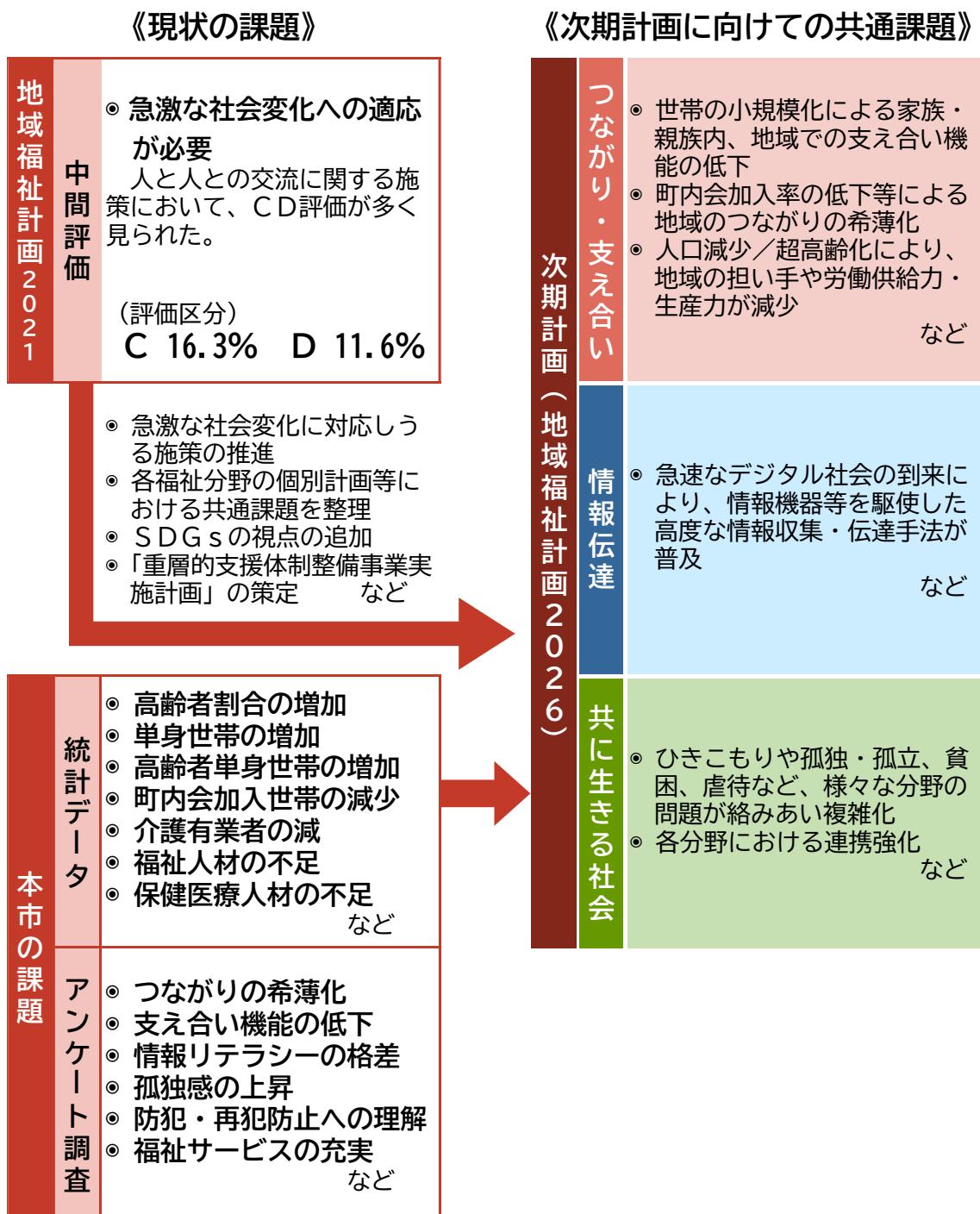
### 「福祉サービスの充実」

「健やかで安心して暮らせる地域生活の構築」を求める声が最も多く、福祉サービスの満足度については「どちらでもない」「やや満足している」と答えた方の割合が多くなっています。

多様化する利用者ニーズを的確に把握し、福祉サービスを提供していくことが必要です。

## 4 現状から見える課題（まとめ）

〇〇～〇〇ページに記載の「地域福祉計画2021」の中間評価結果や、各種統計データ、アンケート調査結果から、地域福祉を取り巻く現状と課題を分析し、次期計画において各福祉分野に共通する課題として整理しました。なお、この共通課題は、「つながり・支え合い」「情報伝達」「共に生きる社会」の3類型に分類して整理しました。



## 5 各福祉分野の個別計画における共通課題

各個別計画に共通する課題を整理し、〇〇ページの3類型で分類しました。

	福島市高齢者いきいきプラン	福島市障がい者計画	福島市こども計画	福島市自殺対策計画
つながり・支え合い	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域での活動に参加している高齢者が減少傾向</li> <li>高齢者の生きがいの場づくり</li> <li>多様な職域・職種や関係団体、地域住民との連携・共創により地域で支え合う仕組みづくり</li> <li>少子高齢化が進み、高齢者一人当たり現役世代人数が減少傾向</li> <li>介護サービスを担う人材の確保や資質の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいの重度化や高齢化、本人とその家族等が地縁や公的な支援等と接点がないまま社会で孤立。</li> <li>地域コミュニティの希薄化や人口減少、超高齢社会化とも相まってさらに深刻なものとなることが懸念。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の繋がりの希薄化、少子化の進展などにより、子ども・若者が安心して過ごせる居場所を持つことが難しい</li> <li>保育等に係る人材の確保と質の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>悩みを抱えた人を支援するために、周囲の人々がゲートキーパーとして活動することが必要</li> </ul>
情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル社会が進む中で、持続的に社会に関わっていくために年齢に関わらずICTに親しめる環境づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報アクセシビリティとコミュニケーション施策の充実</li> <li>ICTの利活用やIoT、AI時代のスマートインクラージョンの視点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育てに関する情報発信の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域全体の共通認識となるよう、関係機関や庁内関係課と連携による普及啓発が必要</li> </ul>
共に生きる社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援を必要とする高齢者の増加や、閉じこもりリスクのある高齢者が増加傾向</li> <li>見守り・支援体制づくりを地域で主体的に実施できる支援の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様性を尊重する視点を取り入れた地域社会の形成</li> <li>地域全体で課題解決に向けた関係機関の連携体制の構築等、環境整備等（包括的相談体制の整備）</li> <li>災害発生時における支援体制の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ・不登校、ヤングケニアラー、児童虐待、貧困などといったこどもを取り巻く事案が深刻化、複雑化してきており、相談・支援体制の強化など、こどもの最善の利益を確保する取組が必要</li> <li>安全・安心な子育て環境の整備と、こどもの育ちを応援する地域ネットワークの強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自殺に追い込まれようとしている人が安心して生活が送れるよう、様々な分野の組織や人、施策の連携</li> </ul>

## 6 「福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」における主な意見

地域福祉専門分科会からの意見を整理し、〇〇ページの3類型で分類しました。

つながり・支え合い	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍で閉じこもりがちになり、精神的・身体的・社会的にもつながりの希薄化が進んでいる。</li> <li>地域でつながりが持てず、福祉サービスにたどり着けない方が、セルフネグレクトになるなど、地域にまだまだ埋もれている。</li> <li>自助・共助を進める上で、全ての市民にそれぞれの立場に応じた役割があることを明らかにする視点が必要。</li> <li>町内会未加入世帯が多い理由の一つとして「役員が回ってくるのがいやだ」という理由があるかと思う。デジタル社会の到来により、様々な情報もインターネット等で検索すれば出てくる世の中である。その様な感覚が未加入世帯の増加につながっていると思われる。</li> </ul>
情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>急速なデジタル社会の到来がある一方で「スマホ弱者」というべき高齢者なども存在する。</li> <li>デジタル機器の活用のみならず、それぞれにあった伝達手段が必要。</li> <li>情報発信しているつもりでも、情報が行き届かず、福祉サービスを受けられないまま、悶々としている方がいる。</li> <li>策定する計画が多くの方に伝わるべき。市民の方が計画の取り組みに参加しているような実感や地域福祉への理解を深めるための情報発信が必要。</li> <li>「待ちの姿勢」ではなく、こちらから積極的に周知・啓発する方法が必要。</li> <li>いくら良い事業を実施したとしても利用者に届いていないのでは。</li> </ul>
共に生きる社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度の隙間を埋める包括的支援の推進をお願いしたい。</li> <li>住民票を届け出た時点でフォローするなど「切れ目がない支援」が必要かと思う。</li> <li>現計画（2021）において、あまり評価が良くない事業にもっと視点を置いて、今後どう対応していくか重視した計画を策定してほしい。</li> <li>次期計画には、現在ある事業に合わせて目標設定するのではなく、目指すべき姿を記載する必要がある。</li> <li>現計画においては「新ステージ」に乗ることができたのかの評価が求められると思うが、「重層的支援体制整備事業」がまさに必要かと思う。次期計画に向けた重点的取り込み、関係各課との連携が必要。</li> </ul>

# 第3章

## 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念（目指すべき地域社会像）

### つながり、支え合いの輪を広げて 誰もが活躍できる 共生社会のまち ふくしま

人口減少・少子高齢化に加え、近年、急速なデジタル社会の進展や、新型コロナウィルス感染症の感染拡大を契機とした非接触・非対面型の行動への変容など、地域福祉を取り巻く環境が大きく変化してきています。

こうした中でも、市民や地域（家族・友人・企業・団体などを含む）、行政などが、それぞれの役割に応じて地域社会をつなぎ、“支える”“支えられる”という関係を超えて支え合いの輪を広げていきながら、地域に住む人々が安らかで心豊かに生活できることが、私たちが望む地域社会の姿です。

様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくように、誰もが活躍できる「地域共生社会」の実現を福島市は目指します。



## 2 基本目標

基本理念を実現するために、〇〇ページの共通課題を踏まえ、重点的に取り組む目標として、次の3つの基本目標と9つの基本方針を定め、各種施策を展開します。

### 基本目標1 “つながり・支え合い”の強化

人口減少や少子高齢化、単身世帯の増加を背景に、地域におけるつながり・支え合いの機能が低下してきています。また、個人の価値観の多様化が進み、ライフスタイルも変化することで、複数の分野を横断する課題や、属性別に展開されてきた従来の支援制度では対応が難しい「制度の狭間の課題」が表面化しています。

さらには、地域の担い手として、ボランティア活動や福祉事業の運営に携わってきた人材も不足してきています。

地域住民一人ひとりが地域社会の一員として、支え合って暮らしていくことの大切さを理解し、お互い助け合うことができる地域づくりを推進します。

#### ▶ 基本方針1－1 「支え合い」の意識の醸成

高齢者や障がい者、生活困窮者、ひきこもりなどで生きづらさを感じている人が社会から孤立することなく暮らせる社会をつくるために、誰もが役割を持って地域の支え手として活躍できるよう意識の醸成を図ります。

#### ▶ 基本方針1－2 新たな担い手（人材）の創出

少子・高齢社会の進展等により、ますます国民の福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれ、また、介護保険制度や障がい者支援制度により、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が求められることから、サービス提供に不可欠な福祉人材の養成・確保を推進します。

#### ▶ 基本方針1－3 地域コミュニティの活性化

地域住民が互いに支え合いながら、高齢者や障がいのある人、子どもなど、地域で暮らす全ての人々が安心して暮らせる社会づくりを進めるために、地域の構成員である住民、企業、団体などが地域課題を我が事として捉え、みんなで課題の解決を目指すことで、地域コミュニティの活性化を図ります。

## 基本目標2 “やさしい情報伝達”と デジタル社会への対応力強化

近年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、様々な場面で非接触・非対面を可能にするデジタル技術の導入が進みました。また、人口減少・少子高齢化を背景に、今後も各産業において労働力不足が続くと見込まれ、その不足を補うためにも、生成AIやRPAをはじめとした自動化を図るデジタル技術の普及がさらに進むとされています。

本市においても、各種福祉サービスの情報を市民に伝達したり、申請手続きをしていただく際、可能な限りデジタル技術の活用を進め、行政手続きの簡素・効率化に努めています。なお、デジタルサービスの利用促進には、市民のデジタルへの接触機会を少しでも増やし、デジタル活用により得られる価値を実感してもらうことが大切です。また、デジタルに接触する際の障壁を取り除く取り組みも重要になります。

一方で、ICT教育を受けていない世代では、「端末の操作が難しい」「近くに相談する人がいない」といった理由で、デジタルの活用を躊躇する人たちが存在していることにも配慮が必要です。

そのため、デジタル活用の推進のみならず、一人ひとりの状況に配慮した「やさしい情報伝達」を推進します。

### ▶ 基本方針2－1 情報提供体制の整備

福祉サービスの情報提供にあたっては、これまでの情報の伝達方法にとらわれず、生活上の課題を抱えながらも自ら必要な情報にたどり着けない個人や家族に対して、必要な福祉サービスや情報を直接届ける伝達方法（アウトリーチ型）や、個人の状況やニーズに合わせて、積極的に必要な情報や支援を送り届ける伝達方法（プッシュ型）も状況に応じて検討することとし、適切な情報提供を推進します。

### ▶ 基本方針2－2 誰もがつながるデジタル化の推進

身体的・経済的制約の有無に関わらず、あらゆる人が、必要とする情報を必要な時に分かりやすく、デジタル情報によって取得できる環境（アクセシビリティ）を確保することに努めます。

また、デジタル活用に不慣れな市民が、デジタル機器の利用方法を学ぶ機会の創出やサポート体制の設置にも努めます。

## 基本目標3 “みんなが主役・みんなで創る” 共生社会の推進

現代の地域社会では、少子高齢化や個人の価値観の多様化により、様々な分野の課題が複雑に絡み合っていることが多く、支援にあたっては、複数分野に渡って総合的に支援をする必要がある場合が多く見られます。

従来の制度分野ごとの「縦割り」や「支える・支えられる」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることが大切です。

住民一人一人が地域の主役になり、安全・安心で生きがいや活気に満ちた地域社会を共に創っていく活動を推進します。

### ▶ 基本方針3－1 安全で安心な福祉のまちづくり

災害時や緊急時においても配慮が必要な者への支援が円滑かつ迅速に行われる、安全で安心なまちを目指し、支援体制を地域とともに構築します。

また、福祉、保健、医療など地域福祉を支える基盤の安定・強化のための補助金や、各種医療助成制度により、地域福祉の増進に努めます。

### ▶ 基本方針3－2 隙間・切れ目のない支援

本人や世帯の属性にとらわれず包括的に相談を受け止め、関係機関全体で地域社会のセーフティネットの役割を果たし、複数分野の支援の総合的な提供を図ります。

### ▶ 基本方針3－3 包括的な支援体制の強化

「制度の狭間」にあり必要な支援が届いていない方や、複雑・複合的な課題を抱えている方を関係機関等との連携により探し、地域とともに課題解決にあたる体制を強化します。

### ▶ 基本方針3－4 地域における社会的包摶(※)の推進

高齢者や障がい者、外国人、犯罪をした者などに対する社会的なバリアにより、様々な困難を抱えている方も、地域社会の一員として尊重され、自己実現や幸福を追求できる環境を整備し、社会参画を支援することにより、誰もが平等に参加し活躍できる社会を推進します。

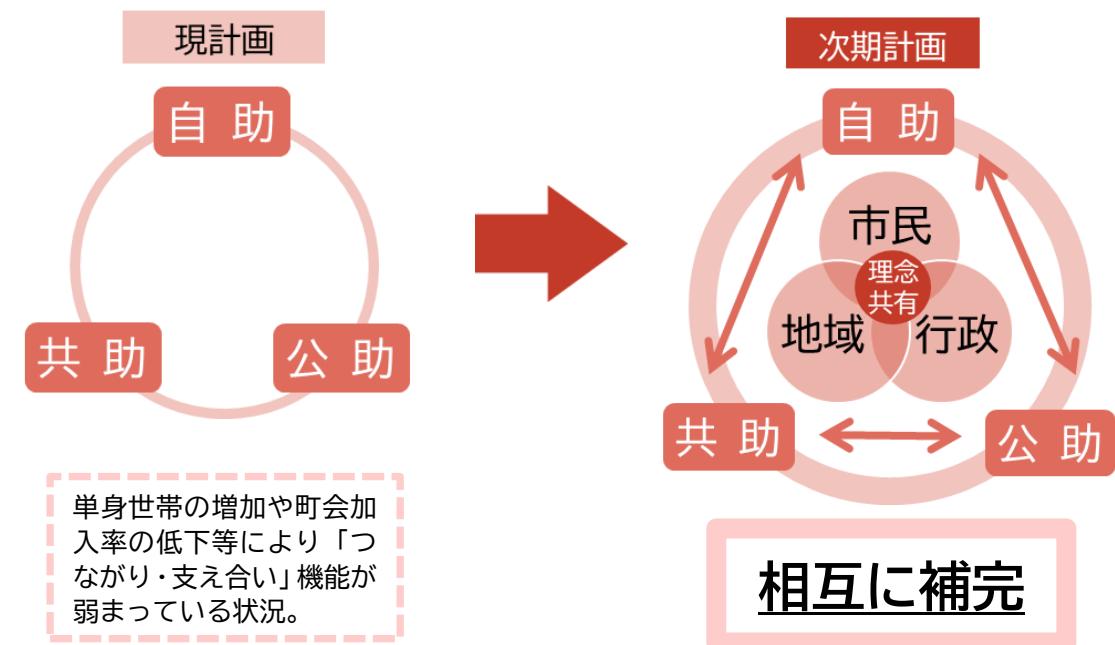
※「社会的包摶」：全ての人が、個々の能力を発揮して活躍できる社会

### 3 地域福祉の推進イメージ

地域福祉の推進のためには、自分でできることは自分で行う「自助」、お互いに助け合う「共助」、行政が施策として支援する「公助」を、地域の実情に応じて適切に組み合わせる必要があります。

また、それぞれが独立して機能するのではなく、相互に連携し、補完し合うことで、より効果的な支援にもつながります。

この計画では、「自助（市民）」「共助（地域）」「公助（行政）」それぞれが、基本理念や地域の課題を共有し、誰もが役割をもって相互に補完し合う関係の構築を目指します。



<b>自助</b> (「市民」の役割)	◎自分の力で、生活課題を解決すること (例)・自らの健康に気を配り、地域活動にも積極的に参加 ・日常的な生活情報の収集 ・自主的な生活課題への取り組み など
<b>共助</b> (「地域」の役割)	◎家族、友人、地域と協力して助け合うこと (例)・隣近所や友人間、職場内での助け合い、支え合い ・地域での福祉活動、自治会活動、ボランティア活動 ・社会福祉協議会等の地域活動、共同募金 など
<b>公助</b> (「行政」の役割)	◎行政が提供する支援 (例)・福祉サービスの提供 ・福祉サービスに関する情報提供や啓発活動 ・地域福祉に関わる制度や仕組み、環境の整備 ・自助・共助では難しい課題への対応 など

## 4 SDGsの考え方

「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、福祉部門の最上位計画である本計画においても、様々な地域課題解決に向けて、分野横断的に取り組んでいきます。



## 5 心のバリアフリー

本市では、一人ひとりが人間尊重の視点を大切に、年齢や性別、障がいのある・なし、国籍などに関わらず、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指して、以下の「行動の5つのポイント」を推奨し、意識啓発を図ります。



«行動の5つのポイント»

## 6 計画の体系

※1 「情報リテラシー」：情報活用能力

※2 「社会的包摶」：すべての人が、個々の能力を發揮して活躍できる社会

### 基本目標① “つながり・支え合い” の強化

基本方針	基本施策
1-1 「支え合い」の意識の醸成	(1) 地域福祉の意識啓発 (2) 福祉教育の推進
1-2 新たな担い手(人材)の創出	(1) 担い手(人材)の確保・育成 (2) 担い手(人材)の魅力発信 (3) 担い手(人材)間の連携と活動機会の提供
1-3 地域コミュニティの活性化	(1) 地域における居場所の確保 (2) 地域における社会参加活動の促進 (3) 官民連携の推進と先導的技術の活用促進

### 基本目標② “やさしい情報伝達”とデジタル社会への対応力強化

基本方針	基本施策
2-1 情報提供体制の整備	(1) 一人ひとりに寄り添ったやさしい情報伝達 (2) 相談体制の充実と連携
2-2 誰もがつながるデジタル化の推進	(1) デジタルコンテンツ活用の促進 (2) 情報リテラシーの向上(※1)

### 基本目標③ “みんなが主役・みんなで創る”共生社会の推進

基本方針	基本施策
3-1 安全で安心な福祉のまちづくり	(1) 災害・緊急時の要配慮者支援 (2) 地域福祉を支える基盤の強化
3-2 隙間・切れ目のない支援	(1) 世代・属性にとらわれない総合的支援の推進 (2) 孤独・孤立対策の推進 (3) 生活状況に応じた困窮者支援の推進 (4) 自殺、権利擁護、虐待等に関する取り組みの強化
3-3 包括的な支援体制の強化	(1) 地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築 (2) 重層的支援の推進
3-4 地域における社会的包摶(※2)の推進	(1) 誰もが安心して自由に生活できる環境の整備 (2) 身近な「福祉圏域」での連携した取り組みの推進 (3) 寄附・共同募金等の取り組みの推進 (4) 再犯防止の推進

## 7 計画の進捗管理（年次点検）

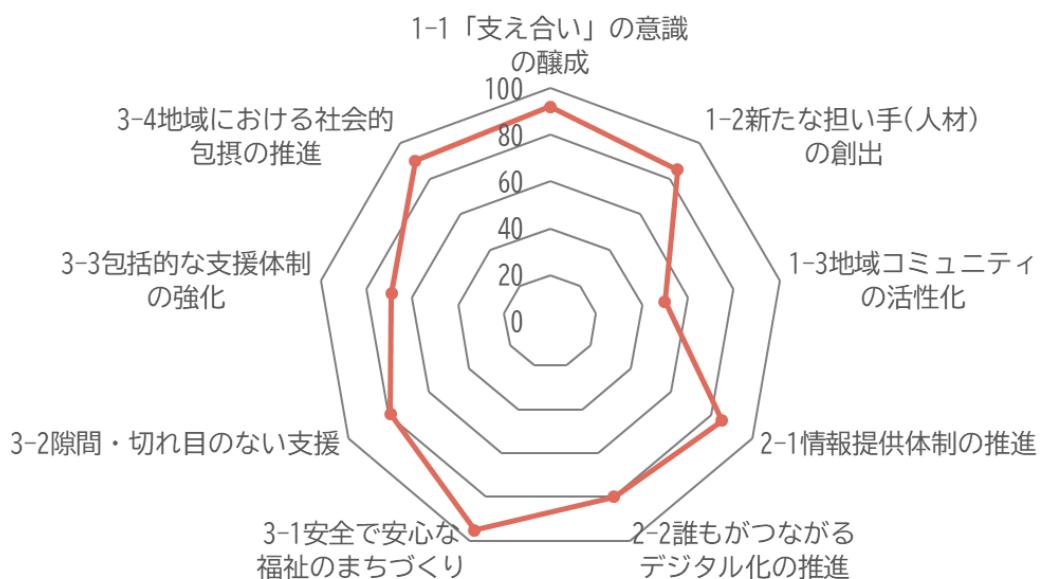
この計画の9つの基本方針に対応する各種主要事業及び取り組みについて、「福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」において進捗管理（年次点検）を行います。

9つの基本方針ごとに数値目標を設定し、次のA～Dの評価基準により評価します。数値目標を設定できない事業は、取組内容をできるだけ客観的に評価します。

評価基準	達成率	達成度
A (達成できた)	100%	100点
B (概ね達成できた)	80%以上100%未満	75点
C (やや不十分だった)	60%以上80%未満	50点
D (不十分だった)	60%未満	25点

目標達成度については、次のレーダーチャートを用いて、年次ごとの進捗を可視化し、本市における共生社会推進の状況を確認します。

### 本市の共生社会（目標達成度）



※上記図はイメージです。

## 8 生活関連分野との連携体制

地域住民が抱える生活課題は、個人の価値観の多様化などを背景に複雑化してきており、単一のサービスによって満たされるものではなくてきています。

また、地域の共助（つながり・支え合い）の力も、人口減少や少子・高齢化の進展、世帯の小規模化などの影響もあり弱まってきています。

地域福祉の推進にあたっては、福祉分野だけではなく、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活に関連する分野にもわたって、地域福祉を取り巻く課題や基本理念の共有を図るとともに、地域共創のまちづくりの視点も加えながら、庁内の部局横断的な連携体制を強化するとともに、官民のネットワークを構築し、広げていくことで、サービスの総合的な提供に努めます。

イメージ図

# 第4章

## 施策の展開

## 基本目標 1

### “つながり・支え合い” の強化

イラスト

基本目標	“つながり・支え合い”の強化
基本方針	1-1 「支え合い」の意識の醸成
基本施策	(1) 地域福祉の意識啓発

## 現状と課題

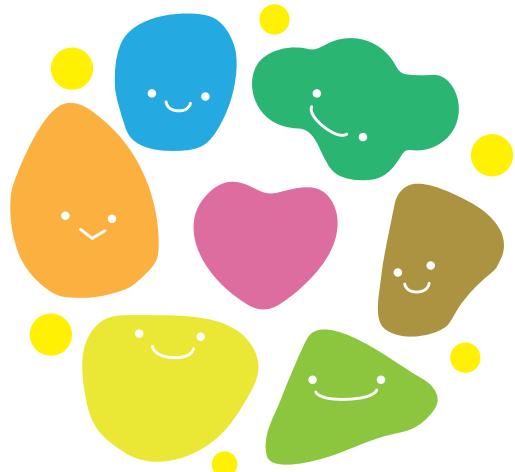
### 市民の声（市民アンケート調査から一部抜粋）

- 
- 
- 

## 取組内容

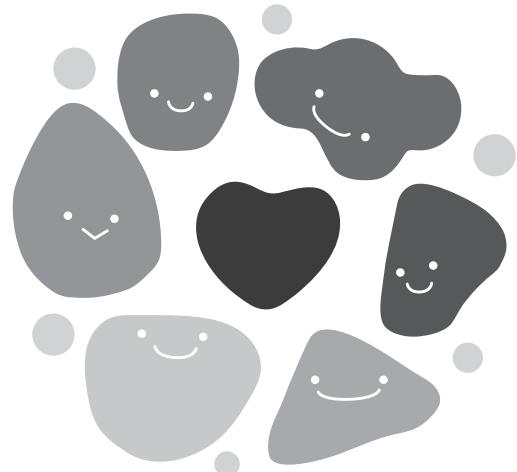
区分	取組内容
自助 (市民)	
共助 (地域)	
公助 (行政)	

## 福島市地域福祉計画ロゴ案



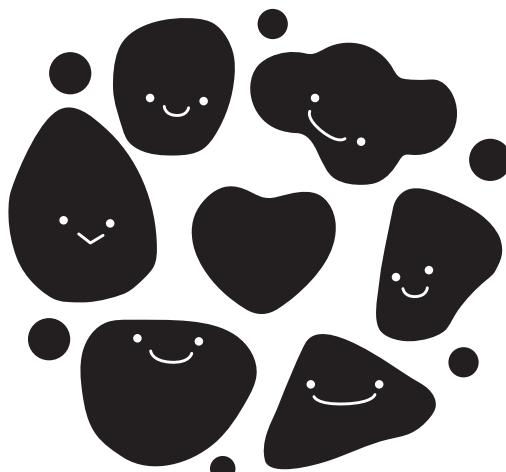
**Fukushima City**

フルカラー



**Fukushima City**

グレースケール



**Fukushima City**

モノクロ

### 制作意図

真ん中のハートを『地域の福祉』『安心』に見立て、周りのみんなが笑顔で見守り、「つながり」「支え合い」「輪」をイメージを形にしました。年齢や職業などの違いを、いろいろな形や色にして、多様性とそこから誰もが活躍する社会を表しています。全体的に柔らかな形にし（まるまるとした）「自助・公助・共助」も表現しています。色合いは淡めにして優しさを感じられるようにしています。

## 制作意図

福島市を桃に見立て、地域の福祉の中で人が育まれるイメージで作成  
理念のひとつにある「支え合いの輪」を桃の曲線でイメージしている。

全体の形、顔、グラデーションで目を引き、親しみを感じるデザインに

(A) よく見ると情報量があり、福祉だと伝わりやすいもの

(B) シンプルな形に収めたもの

(A)



福島市地域福祉計画

(B)



福島市地域福祉計画



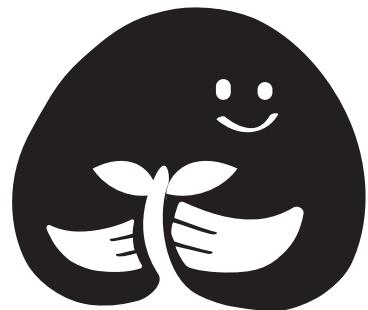
Fukushima City



Fukushima City



Fukushima City



Fukushima City



## 制作意図

福島市という地に木が成長し、葉をつけ、花を咲かせ、実（りんごと桃はわかるようにデザイン）になることを共生社会とリンクさせ制作しました。

また人が手を広げているように見えるようにデザインしています。



※モノクロ濃淡あり

## 制作意図

福島と福祉をかけて「ふくし真ん中シティ」としてみました。福祉が市の真ん中にある、というメッセージを込めています。

福島市といえば「種まきうさぎ」。

市民なら誰もが親しみをもつ、うさぎのモチーフと「つながり、支え合いの輪」の種をまき、芽吹き、担い手が増えていく、という思いを込めてデザインしました。

### 色について

オレンジ（桃とりんごの中間色）、グリーン（福島の田園風景）、ブルー（摺上川などの豊富な水源）の3色で構成。「自助・公助・共助」の3つのカラー（特徴）が三位一体となり、福島市の象徴である「種まきうさぎ」となる、福祉の土台となることを表しています。

※↓口なし よりシンプルに



※黒一色

## ロゴタイプ（文字がありきのデザイン）



## 制作意図

福の「F」を二葉や花びらのイメージで制作。蜂が飛んでいる、または種を飛ばしている、というイメージです。福祉という役割も花の受粉と一緒に役割が一つでもかけると実にならないと考え、デザインしました。

また、福祉という種をまき、成長し、「つながり、支え合いの輪」が広がっていくイメージで制作しました。